

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人国立病院機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(73.9%) 6,950	(84.2%) 192,253,033	(80.0%) 7,523	(86.9%) 198,430,825
競争入札	(70.7%) 6,645	(81.6%) 186,382,774	(80.0%) 7,523	(86.9%) 198,430,825
企画競争、公募等	(3.2%) 305	(2.6%) 5,870,259	(-%) -	(-%) -
競争性のない随意契約	(26.1%) 2,456	(15.8%) 36,190,669	(20.0%) 1,883	(13.1%) 30,012,876
合 計	(100%) 9,406	(100%) 228,443,702	(100%) 9,406	(100%) 228,443,702

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	6,950	192,253,033
うち一者応札・一者応募	(27.9%) 1,938	(14.6%) 28,045,602

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(88.9%) 1,722	(67.6%) 18,968,769
仕様書の変更	205	1,572,247
参加条件の変更	550	6,841,623
公告期間の見直し	1,533	16,238,657
その他	427	6,098,943
契約方式の見直し	(1.8%) 35	(1.7%) 482,110
その他の見直し	(9.3%) 181	(30.7%) 8,594,723

(注1) 内訳については、重複した見直しがあるため一致しない。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () % は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

- ① 随意契約（少額、緊急性のあるものを除く。）は、その契約事由の妥当性を各病院の「契約審査委員会」の審議を経て、更に本部に置く「契約監視委員会」として事前審査を実施。
- ② 平成22年度調達案件のうち前回一者応札及び前回落札率100%の契約についても「契約監視委員会」として事前に審査を実施。
- ③ 入札説明会に参加しながら応札してこなかった業者に対して追跡調査を実施し、原因を究明。
- ④ 平成21年4月に内部統制の充実強化のため新設した「業務監査室」により契約を重点項目とした内部監査による点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、原則、一般競争入札を徹底する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

一者応札・一者応募に対する以下の取組みを実施する。

- ① 公告内容
公告情報から事業規模等が容易に推測できるように詳細に記載する。
- ② 公告方法
入札公告は、全て病院のホームページへの掲載、院内掲示を行う。
- ③ 公告期間
土日・祝日を除き、10日間以上確保する。
- ④ 資格要件
官公庁や国立病院機構の業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しない。
- ⑤ 仕様等
ア 業務内容を具体的に分かり易く記載する。
イ 特定の者が有利となる仕様としない。
ウ 発注コスト、地域性等の諸条件に考慮し、適切な発注単位とする。
エ 可能な限り入札説明会を実施する。
オ 複数業者から参考見積を徴取する。

⑥ 参加者への配慮

- ア 契約相手方の金銭負担となる工事等の請負契約は、部分払いを活用するなど配慮する。
- イ 契約締結から履行までの期間や契約期間は、十分な期間を設け履行しやすくなるよう配慮する。
- ウ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約とするなど配慮する。